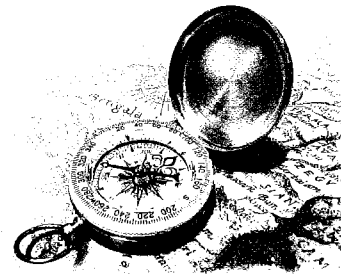


ロータリーコラム

第6回

2016-17年度ガバナー
刀根 莊兵衛



ロータリーは I serve ? We serve ?

I serve か We serve か。ロータリーでは未だによく聞かれる議論です。言い換えますと、集団奉仕か個人奉仕か？ということになるかと思えます。

ここで、それぞれの主張に耳を傾けると、このような具合でしょうか。

- 1) ライオンズのモットーは集団奉仕を推奨する We serve だが、ロータリーの基本は職業奉仕であり、I serve だ。
- 2) いや昨今のロータリーは I serve と We serve の両方だ。
- 3) いやいや昨今のロータリーはポリオなどに見られるように、実態は We serve ではないのか？

など、とめどもなく議論は続けられています。

本当は一体どうなっているのでしょうか？2680地区の田中毅PDGの論文を引用し、奉仕の歴史を振り返りながら議論を進めてみましょう。

1905年にシカゴで産声を挙げたロータリークラブは次第に全米の他の都市に拡大し、16クラブにまで拡大した1910年には16ロータリークラブの連合体である全米ロータリークラブ連合体 The National Association of Rotary Clubs が結成されるに至りました。

そしてその後、ロータリーが一気に全米へ広がる中で、ロータリー運動を単に奉仕概念を探究する精神的な場としてではなく、実際に困っている人を支援する人道的奉仕活動を実践する場として捉える傾向がみられるようになりました。特に、比較的小規模の地方のクラブに多く見られるようになりました。

その中で特に有名なロータリアンとしてオハイオ州エリリア・クラブのエドガー・アレン Edgar

Allen がいました。アレンは具体的な社会奉仕活動を提唱し、ロータリークラブ入会の条件として、彼が進める身体障害児の総合的対策事業をクラブが積極的にバックアップすることを申し出て、ロータリアンとしての生活のすべてを身体障害児対策に捧げ、遂に国際身体障害児協会を設立しその組織を全世界に広げるまでになりました。ただ、このような人道的社会奉仕活動が、ロータリーの中で市民権を得るようになったものの、その『奉仕』のあり方をめぐって熾烈な論争が起こることになりました。つまり、奉仕の心の形成を目的とする理論派（職業奉仕派）と、奉仕活動の実践こそロータリアンの使命だとする実践派（社会奉仕派）との論争となったのです。

ロータリー運動を「奉仕の心の形成」として捉えた理論派は、ロータリークラブの使命は、ロータリアンに「奉仕の心」を形成させることであり、ロータリアン個人個人が奉仕の心を持って、自分の職場や地域社会の人々の幸せを考えながら、職業人としての生活を歩むことであると考えました。すなわち、クラブ例会で会得した高いモラルに基づく「奉仕の心」で事業を行い、その考えを業界全体に広げていくことが、全ての人々に幸せをもたらす、それが地域社会の人々への奉仕につながることを確信していたのです。もし、職業奉仕以外の分野で、奉仕に関する社会的ニーズがあれば、夫々の会員が個人の奉仕活動として実施するか、自分が属している職域や地域社会の団体活動として実施すればよいのであって、クラブはあくまでも、どのような社会的ニーズがあるのかを提唱するだけに止めるべきであり、社会奉仕活動の実践は、ロータリークラブが実施母体になるのではなく、そのニーズを世に訴え、それに対処す

る運動が盛り上がるような触媒として機能すべきである。どうしても、地域社会に何かしたいのならば、職業上得られた Profits から個人的に行ったらよい、という考え方でした。

これに対して、「奉仕活動の実践」に重きをおく実践派は、現実に身体障害者や貧困などの深刻な社会問題が山積し、これまでにロータリークラブが実施した社会奉仕活動が実効をあげていることを根拠に、理論派とことごとく対立しました。実践派から見れば、奉仕の機会を見出して、それを実践することこそロータリー運動の真髄であり、単に、奉仕の心を説き奉仕の提唱に止まる理論派の態度は、責任回避としか写らなかったのです。「奉仕の心の形成」と「奉仕の実践」の論争は、個人奉仕と団体奉仕、さらに金銭的奉仕の是非にまで発展して、綱領から社会奉仕の項目を外せという極論まで飛び出すほどの、激しい対立が続きました。

1922年、RI理事会はエリリア、トレド、クリーブランド各クラブより共同提案を受けて、決議22-17を採択して、身体障害児に対する対策を奨励しました。しかし、この決議を行った直後に開催された理事会では、身体障害児救済の事業に狂奔することを戒める理事会決定を行っています。理事会の態度は更に二転三転し、1923年のセントルイス大会において「決議23-8障害児並びにその救助活動に従事する国際的組織を支援せんとする障害児救済に関する方針採択の件」という、とんでもない決議を提案する姿勢を示しました。これは積極的に身体障害児対策を推奨するために、国際身体障害児協会の仕事をロータリーが代行し、その費用を援助するために、RIが年間1ドルの特別人頭分担金を徴収することを定めたものであり、もしも、これが決議されれば、理論派の反対はもちろん、クラブ自治権の問題までもが加わって、取捨がつかない状態になることは必至でした。これに反対したシカゴクラブの会長ポール・ウェストバーグたちは、RIが奉仕活動の実践をクラブに強要することを禁止する決議23-29提案するという反対キャンペーンによって、セントルイス大会の代議員たちを説得しました。

その混乱を避けるために、決議23-8と決議23-29の双方を撤回する代わりに決議23-34を提案するという高等戦術によって、この論争に終止符が打たれることになりました。決議委員長の名を受けたウィル・メーニャは4名の委員と共に決議23-34を書き上げ、この1,000語からなる決議は直ちに大会で皆に披露され、一言の訂正もなく

採択されました。

これが有名な決議23-34となるのです。

「決議23-34」の原文には、「ロータリーの目的（綱領）に基づく諸活動に関するロータリーの方針」というサブタイトルがつけられ、ロータリー運動全般にわたって、奉仕の実践をめぐる、個人奉仕か団体奉仕かに対する長い間の論争に終止符を打つものであると同時に、ロータリー運動全般を対象として、ロータリー哲学を定義し、RIとクラブとロータリアンの機能を明確化し、ロータリアンとクラブが行うロータリーの諸活動に関する根源的な指針となるものでもあります。なお、ロータリーの目的がロータリアン自身に対する目標設定であるのに対して、この決議は主にロータリークラブを対象としていることが特徴となっています。

一言で言えば、争点となったクラブが行う奉仕活動について、理論派と実践派の両者の顔を立てながら、玉虫色の決着をつけたのが決議23-34ではなかったかと思えます。

その決議23-34によれば、個人奉仕を原則としながらも、サンプルとして行うクラブの団体奉仕も認められております。また毎年一件の団体奉仕活動を実施すること、すでに実施されている活動と重複しないこと、地域社会のニーズに適った新しい奉仕活動を開発すること、長期活動は専門機関に委ねることなどが条件となっています。また、個人の力には限界があり、職場や地域社会の人を巻き込んで活動することが必要となります。すなわち、ロータリーの団体奉仕活動は、単に団体として群れて奉仕活動をするのではなく、明確な目的意識を持った個人が集まり、団体として奉仕する、すなわち個人的な集団の奉仕活動であることが必要と言うことになると思えます。

よく「決議23-34」をクラブによる団体奉仕活動を禁止した決議と勘違いする人もいますが、それは正しい解釈とは言えません。奉仕の実践はロータリアン個人が行うことが原則ですが、クラブが会員の教育的効果を狙って実施する社会奉仕活動を制限するものではありません。この誤解を解き、ロータリークラブ、ロータリアン共に奉仕活動に参加することを要請するために、1941年にRI理事会が決議したのが「奉仕活動への参加奨励」です。

1992年の規定審議会で、社会奉仕に関する新声明として「決議92-285」が採択されました。これには「決議23-34」と共に使用されるという但し書きが着いていますが、個人奉仕と共にクラブ

の団体奉仕を推奨し、更にRIが積極的に奉仕の実践例を提案することが銘記されています。決議23-34から1992年の社会奉仕に関する新方針を経て、クラブの団体奉仕は奉仕活動の教育的サンプルと言う考え方から、むしろ、クラブによる集団的な奉仕活動に主導権が移り、クラブ会員である各ロータリアンが奉仕理念を奨励育成するために、奉仕の実践を体験する機会として団体による奉仕に参加する位置づけになっているように思われます。これが現在のRIが示すロータリアン個人が行う奉仕とクラブが行う奉仕の実践の関係と言うことになると思います。

今までの議論の中で、I serve は個人奉仕、We serve は集団奉仕と言う意味で議論を進めてきましたが、最後に、そもそもI serve「アイサーブ」の典拠は一体どこにあるのか？という問題を提起させて戴きたいと思えます。

結論から申し上げますと、2840地区本田博己PDGによれば、「I serve」という言葉は、ロータリーの古今の公式文献（『ロータリー章典』、『手続要覧』など）にはどこにも載っていないということでした。

ロータリーの古い文献をたどると、これまで本田PDGの調査した範囲では、二つの文献に「I serve」という言葉が出てくるとのことでありました。

一つは、ビビアン・カーターの『ロータリー解析』(The Meaning of Rotary: 1927年)です。第1章の章題は「奉仕の理念」"The Ideal of Service"となっており、その中に「I serve」が出てきます。少し長いのですが引用します。

「ロータリーが奉仕の理念を取り入れた起源を手短に述べようとすれば、その考え方を解説しようとする者は、ロータリアンのI serve という信条は、初めてプリンス・オブ・ウェールズがクレシーの戦場に赴いた時に、「Ich Dien」と言ったことに端を発する、戦場における日々の生活の中から生まれた言葉であるという事実を強調しなくてはならないだろう。ロータリアンが提唱する奉仕とは、個人の職業において奉仕することである。ロータリアンは奉仕の理念を受け入れて、自らの事業にそれを適用しなければならない。ロータリークラブとは、選ばれた実業および専門職種の人たちによって構成されているクラブであり、各々の会員は、自らの考えや方法や条件に従った

自らのやり方で、職業を通じて奉仕の理念を実践に移さなければならないのである。」(田中毅PDG訳)

そして、この前段で、「個々のロータリアンは、会員として入会する前提として、少なくとも、利己的な考え方をする以前に、事業を通じて奉仕をするという原則に立たなければならない」と強調しています。

「I serve」という言葉が出てくるもう一つの文献は、1921年のエジンバラ国際大会でアーサー・F・シェルドンがスピーチした『ロータリー哲学』(The Philosophy of Rotary)です。その中に「…大英帝国の国策(植民地政策)は、ウェールズ皇太子の紋章(coat of arms)に描かれている『私は奉仕する』というモットーに由来している。」という一節があります。原文は、「Ich Dien」-「I serve」となっていますから、先のビビアン・カーターの引用も、年代から言ってこのシェルドンの一節を踏まえたものと思われます。ウェールズ皇太子の紋章に記されたドイツ語「Ich Dien」は、「私は国家に奉仕する」というような意味だったのでしょから、ロータリーのServiceとは関係がありません。

カーターの引用は、職業人たるロータリアンは、「奉仕の理念」を自らの職業に適用しなければならないことを言うために、そしてシェルドンは、ロータリーの哲学であるService哲学を縷々説明するために「Ich Dien」=「I serve」という言葉を援用しているのです。両者ともロータリーの奉仕が団体奉仕ではなく個人奉仕だと言いたくて引用しているわけではありません。

ただ、日本では誰が言い出したかは分かりませんが、I serve は個人奉仕、We serve は集団奉仕と言う意味で使われているということであり、決議23-34には集団的にはcollectivelyあるいはthe mass action of the clubと言う言葉が用いられており、個人的にはIndividually, as an individualあるいはas individualsなどの使い方がされているだけで、I serve やWe serveと言う表現はありません。結局、I serve は個人奉仕、We serve は集団奉仕などと言う定義は、日本で作られた英語と言うことかもしれません。

(引用文献: 2680地区田中毅PDG ロータリーの源流「決議23-34の徹底的解析」、2840地区本田博己PDG ロータリーの希望)